

書類番号 1

事務連絡  
平成30年5月24日

各 都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

各市町村においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、現在、平成27年度からの5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期支援事業計画」という。）を作成いただいているところです。したがって、平成32年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期支援事業計画」という。）を各市町村において改めて作成いただく必要があります。

第1期支援事業計画の作成に当たっては、各市町村において「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）第三の一3（二）に基づき、利用希望把握調査等（以下「調査等」という。）を実施していただいたところですが、第2期支援事業計画の作成に当たっても、基本指針に基づき調査等を実施していただくことが必要となりますので、各市町村においては、必要な御準備を進めさせていただきますようお願いいたします。

第1期支援事業計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の参考とするため、平成26年1月20日付事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等のための『作業の手引き』について」を発出したところですが、第2期支援事業計画の作成に当たっても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の参考とするための手引きを7月中を目途に送付する予定ですので、各市町村においては、こちらもご参照いただき上記の調査等の実施をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏なく周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
島田、眞柄  
TEL : 03-6257-1468 FAX:03-3581-2521

(参考)

○子ども・子育て支援法（平24法65）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～3 （略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 （略）

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平26内閣府告示159）

第一～第二 （略）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1～2 （略）

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

4～6 （略）

二～六 （略）